負担金検証調書【平成28年度交付分】

1　負担金の予算決算等について

負担金の名称	濃尾用水協議会負担金		市の担当部課	経済環境部産業課			問い合わせ先	0568-44-0341
負担金の金額	予算額	300,000　円	当初交付額	300,000　円	決算額	300,000　円	前年度決算額	300,000　円

2　負担金の交付先について

交付先の状況	名称	濃尾用水協議会	（法人格の有無）	無	代表者	山田　一己	所在	稲沢市
	構成団体	宮田用水土地改良区、木津用水土地改良区、羽島用水土地改良区、江南市土地改良区、扶桑土地改良区、名古屋市、犬山市、各務原市						
	設置の根拠	濃尾用水協議会規約						
	意思決定の方法	事業計画・報告、収支予算・決算、諸規程の制定については総会による議決						
事務局の体制等	所在	稲沢市稲沢町北山178番地			代表者	宮田用水土地改良区理事長		
	事業資金の管理責任者	宮田用水土地改良区理事長			事業資金の管理者	宮田用水土地改良区理事長		
	契約、支出 決裁の方法	（事務局が市である場合） 市のルールに準じているか？		完全準拠でない 場合の内容等				
		（事務局が市でない場合） 具体的に記述	同協議会総会での議決、同協議会規約に基づき契約、支出がなされている。				証拠書類 の有無	有
	事業資金等の保管方法	金融機関への預け入れ（預金通帳と印鑑は管理責任者が保管）による。						

3　負担金の対象となる事業等について

事業内容 （事業の全体像）	国営濃尾用水土地改良事業で造成された取水施設の維持管理並びにかんがい用水の円滑な配分を図るため検討し、対策を図る。 国営土地改良事業「新濃尾地区」の事業促進を図るため関係機関に提案陳情　等
（犬山市の役割）	維持管理事業の実施、事業促進について協議会を通じて県及び国に要望を行う。
事業実績 （具体的な手法）	濃尾用水協議会負担金の納付
負担金を交付して 市が得たメリット	国営濃尾用水土地改良事業で造成された取水施設の安定的な維持管理を受けられる。

4　負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額（当初支出額）	300,000　円	精算の有無	無	精算（返還）額	0　円	精算後の負担金の額	300,000　円
負担金の対象となる全体事業費（精算がある場合は精算前の額）		収入額	14,739,801　円	支出額	13,546,832　円	余剰額	1,192,969　円
構成員の負担割合（根拠）	市は均等割で、300,000円負担している。						
余剰額が発生した場合の取扱い	翌年度へ繰り越す。					繰越額	円
交付先における収入の状況（精算前の額）							

	項目	予算（当初支出時の想定）		決算（実績）		
		積算等	金額	積算等	金額	契約の方法、相手方等
交付先における支出の状況	旅費		270,000　円		197,852　円	関連団体会議に出席する役員・事務局職員旅費
	総会費	通常・臨時総会	671,000　円	通常・臨時総会	569,204　円	総会会場費・食事代等（随意契約による）
	消耗品費・図書印刷費	コピー用紙代、製本テープ代	70,000　円	コピー用紙代、製本テープ代	30,444　円	随意契約による
	通信運搬費		81,000　円		400　円	切手購入・郵便局
	役員会議費	決算監査	130,000　円	決算監査	70,220　円	昼食代（随意契約）
	調査研究費	研修視察	3,300,000　円	研修視察	3,012,883　円	随意契約
	雑費	振込手数料他	250,000　円	振込手数料他	159,220　円	振込手数料（各種金融機関） タクシー代（タクシーチケット）
	事業促進費	陳情費用他	2,350,000　円	陳情費用他	1,891,609　円	新幹線切符・宿泊代
	負担金	頭首工負担金	7,620,000　円	頭首工負担金	7,615,000　円	関連団体負担金（関連団体総会議決による）負担軽減措置等は、協議会議決により決定。
	合計		14,742,000　円		13,546,832　円	
	積算がない場合の特記事項					